

広島県告示第八百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和二年八月十七日までの間、縦覧に供する。

令和二年八月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道海田市停車場線	安芸郡海田町新町一九二一番五地先から 安芸郡海田町新町一九二一番八地先まで	令和二年八月三日